

白河商工会議所

2018
10月号
第737号

The Shirakawa Chamber of Commerce and Industry News

URL: <http://www.shirakawa-cci.or.jp/> E-mail: cci@shirakawa-cci.or.jp

今年もシールラリー開催



中心市街地への回遊性向上と、来街促進による消費拡大を図ることを目的に、お得なサービスを受けられるシールラリーを実施します。豪華景品をゲットしよう！

2018年

開催期間
9/29(土) ~ 12/31(月)

応募締切
2019年1月11日(金) [消印有効]

パンフレット・

応募台紙設置場所

コミネス、マイタウン白河、白河商工会議所をはじめ市内公共施設、参加店舗

詳細につきましては、パンフレットをご覧ください。

■参加方法

- ①シールラリー参加店をチェックしよう！パンフレットで欲しい商品とお店の場所をチェック。
- ②参加店で掲載商品をお食事・お買い物してシールを獲得！パンフレットを持参のうえ、掲載商品のお買い上げ500円につき、応募シールを「1枚」獲得。(購入金額に応じてシールを獲得。例…1,000円の場合は「2枚」、1,500円の場合は「3枚」)
- ③プレゼントに応募しよう！シールを集めたら、応募台紙に必要事項をご記入のうえ、白河商工会議所まで持参または郵送にて応募ください。
- ④抽選で景品が当たる！1月中旬に白河商工会議所にて抽選会を行います。当選者へのご連絡は、景品・引換券の発送をもってかえさせていただきます。

アイデア作品 募集中！

第1回しらかわ

アイデアコンテスト開催！

当所創立70周年を記念して、開催します！

事業者の方向け

「事業者部門」白河の地域資源を活用した商品(土産物)を募集します！
グランプリに輝いた商品には、商品の販路拡大のための支援(上限20万円)を行います！

一般の方向け

「アイデア部門」白河の地域資源を使った新しいメニューや土産物のアイデアを募集します！
「スポット部門」あなたが知っている、白河の新たな名所となりそうなスポット写真を募集します！

「デザイン部門」白河の商品などに共通して使用できるロゴデザインのアイデアを募集します！

見事グランプリに輝いた作品には、テーマパークペアチケットやプリペイドカードなどの豪華賞品をプレゼント！
詳しくは白河商工会議所ホームページをご覧ください、申込書にご記入の上お申し込みください！

※申込締め切り

全部門 10月26日(金)まで



問

白河商工会議所
創立70周年記念事業実行委員会
担当 内藤史人 ☎23-3101

白河商工会議所 Facebook・Twitter更新中！

白河商工会議所では、Facebook・Twitterを随時更新中です。イベントや中小企業への有益な情報など様々な情報発信をしています。ぜひフォローしてご利用ください。

スマホ・タブレット・PCでアクセス



<https://www.facebook.com/shirakawacci>

https://twitter.com/shirakawa_cci

折込チラシ一覧

- ▶ 福島県最低賃金のお知らせ
- ▶ 白河商工会議所ご入会・ご紹介キャンペーンチラシ

CONTENTS

しらかわんコインdeシールラリー、しらかわアイデアコンテスト	1
「働き方改革特集」	2~5
れきしら、まるごと白河	5
補助金公募情報	6
軽減税率制度説明会	7
白showひろば、白河商工会議所職員募集	8

「働き方改革」特集 「働き方改革って?」

いよいよ「働き方改革」が2019年4月1日から(中小企業は2020年4月1日から)スタートします。今月号は「働き方改革」の内容・具体的な取り組み方について特集します。

「働き方改革」とは...

働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講じるものです。

具体的にはどう変わるのか?

ポイント

1 労働時間法制の見直し

なぜ、変わるのか

- ①長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすること等によって、個々の事情にあった多様なワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ②働き過ぎを防ぎ、健康を守る措置をしたうえで、自律的で創造的な働き方を希望する方々のための新たな制度をつくりまます。

どう、変わるのか

- ① 残業時間の上限規制
- ② 「勤務間インターバル」制度の導入促進
- ③ 年5日間の年次有給休暇の取得(企業に義務づけ)
- ④ 月60時間を超える残業の、割増賃金率を引上げ
- ⑤ 労働時間の客観的な把握(企業に義務づけ)
- ⑥ 「フレックスタイム制」の拡充
- ⑦ 「高度プロフェッショナル制度」を創設
- ⑧ 産業医・産業保健機能の強化

〈施工期日〉 2019年4月1日

※1 中小企業における残業時間の上限規制の適用は
2020年4月1日

※2 中小企業における月60時間超の残業の、割増賃金率引上げの適用は2023年4月1日

より詳しく解説いたします

1 残業時間の上限規制

(現在) 法律上、残業時間の上限はなし
↓(改正後) 法律で残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

- ① 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)
- ② 臨時的な特別の事業があつて労使が合意する場合でも、

- ・年720時間以内
 - ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
 - ・月100時間未満(休日労働を含む)
- を超えることはできません。
- また、月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。
- ※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務が次のようにあります



企画：環境整備委員会

【適用猶予・除外の事業・業務】

自動車運転の業務	改正法施工5年後に、上限規制を適用します
建設事業	
医師	医師の面接指導、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、時間外労働の上限規制は適用しません。
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	
新技術・新商品等の研究開発業務	

2

「勤務間インターバル」制度の導入促進

「勤務間インターバル」制度の導入促進とは?

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の休息時間(インターバル)を確保する仕組みです。

この仕組みを企業の努力義務とすることで、働く方々の十分な生活時間や睡眠時間を確保します。



3 年5日間の年次有給休暇の取得 (企業に義務づけ)

(現在) 労働者が自ら申し出なければ年休を取得できませんでした。


↓(改正後) 使用者が労働者の希望を聞き、希望を踏まえて時期を指定。年5日は取得していただきます。

4 月60時間を超える残業の、割増賃金率を引上げ

(現在) 月60時間超の残業割増賃金率

- ・大企業は50%
- ・中小企業は25%

↓(改正後) 大企業・中小企業ともに50%



5 労働時間の客観的な把握 (企業に義務づけ)

(現在) 割増賃金を適正に支払うため、労働時間を客観的に把握することを通達で規定。裁量労働制が適用される人などは、この通達の対象外でした。

↓(改正後) 健康管理の観点から、裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め、すべての人の労働時間の状況が客観的な方法その他適切な方法で把握されるよう法律で義務づけます。(労働時間の状況を客観的に把握することで、長時間働いた労働者に対する、医師による面接指導を確実に実施します。)

6 「フレックスタイム制」の拡充

(現在) 労働時間の清算期間…1か月

↓(改正後) 労働時間の清算期間…3か月

子育てや介護といった生活上のニーズに合わせて労働時間が決められ、より柔軟な働き方が可能になります。清算期間が1か月を超えるフレックスタイム制を採用する場合、労働基準監督署へ届出が必ずです。

7 高度プロフェSSIONAL制度」を創設

〈制度の目的〉 自律的で創造的な働き方を希望する方々が、高い収入を確保しながら、メリハリのある働き方ができるよう、本人の希望に応じた自由な働き方の選択肢を用意します。

要点①

健康の確保：制度の創設に当たっては、長時間労働を強いられないよう、以下のような手厚い仕組みを徹底します。

(1) 制度導入の際には、法律に定める企業内手続きが必要

① 労使委員会で、対象義務、対象労働者、健康確保措置などを5分の4以上の多数で決議すること

② 書面による本人の同意を得ること(同意の撤回も可能)

(2) 現行の労働時間規制から新たな規制の枠組みへ現行の労働時間規制とは：いわゆる36協定・時間外・休日及び深夜の割増賃金

↓高い交渉力を有する高度専門職については、そ

の働き方であった健康管理のための新たな規制の枠組みを設ける

新たな規制の枠組み Ⅱ 在社時間等に基づく健康確保措置

- ・年間104日以上、かつ4周4日以上以上の休日確保を義務付け
- ・加えて、以下のいずれかの措置を義務づけ

※どの措置を講じるかは労使委員会の5分の4の多数で決議

- ・在社時間等が一定時間(1か月あたり)を超えた労働者に対して、医師による面接指導を実施

↓面接指導の結果に基づき、職務内容の変更や特別な休暇の付与等の事後措置を講じる

要点②

対象者の限定：制度の対象者は、高度な専門的知識を持ち、高い年収を得ている、ごく限定的な少数の方々

(1) 対象は高度専門職のみ

- ・高度の専門的知識等を必要とし、従事した時間と成果との関連が高くない業務
- 具体例…金融商品の開発業務、金融商品のディールング業務、アナリストの業務、コンサルタントの業務、研究開発業務など

(2) 対象は希望する方のみ

- ・職務を明確に定める「職務記述書」等により同意している方

(3) 対象は高所得者のみ

- ・年収が「労働者の平均給与額の3倍」を「相当程度上回る水準」以上の方
- Ⅱ 交渉力のある労働者：具体額は「1075万円」を想定

8 産業医・産業保健機能の強化

(1) 産業医の活動環境の整備

(現在) 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対して勧告することができま

↓(改正後)

事業者から産業医への情報提供を充実・強化するため、事業者は長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととします。

↓(改正後)

(現在) 事業者は、産業医から勧告を受けた場合は、その勧告を尊重する義務があります。産業医の活動と衛生委員会との関係を強化するため、事業者は、産業医から受けた勧告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならぬこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

↓(改正後)

(2) 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取組みルールの推進
(現在) 事業者は、労働者の健康相談等を継続的かつ計画的に行う必要があります。
・産業医等による労働者の健康相談を強化することとし、事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。
・事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進することとし、事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な管理について、指針を定め、労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにします。

ポイント

2 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

なぜ、変わるのか

同一企業内における正規と非正規との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けられるようにすることで、多様で柔軟な働き方を「選択できる」ようにします。

どう、変わるのか

- ① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備
(1) パートタイム労働者・有期雇用労働者
- (2) 派遣労働者
- ② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規程の整備
- ③

より詳しく解説いたします

1 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

裁判の際に判断基準となる「均衡待遇規定」「均等待遇規定」をパート・有期・派遣で統一的に整備します。

〈パートタイム労働者・有期雇用労働者〉

「均等待遇規定」の内容

- ① 職務内容
- ② 職務内容・配置の変更の範囲
- ③ その他の事情

の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止

「均等待遇規定」の内容

- ① 職務内容
 - ② 職務内容・配置の変更の範囲
- ※職務内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

(現在) ○均衡待遇規定

パートタイム労働者：規定あり
有期雇用労働者：規定あり

○均等待遇規定

パートタイム労働者：規定あり
有期雇用労働者：規定なし

(改正後)

① 均等待遇規定の明確化

それぞれの待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事業を考慮して判断されるべき旨を明確化

② 均等待遇規定

新たに有期雇用労働者も対象とする。

③ 待遇ごとに判断することを明確化しガイドラインの策定などによって規定の解釈を明確に示します。

〈派遣労働者〉

(現在) ○派遣労働者と派遣先労働者の待遇差

↓配慮義務規定のみ

(改正後)

○左のいずれかの確保することを義務化します。

- (1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇
 - (2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇
- ※併せて、派遣先になるうとする事業主に
対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

○派遣先事業主に、派遣元事業主が右記

(1)(2)を順守できるように派遣料金の額の配慮義務を創設。

○均等・均衡待遇規定の解釈の明確化のため、ガイドライン(指針)の策定。根拠を規定。

2 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

事業主が労働者に対して説明しなければならない内容を、パート・有期・派遣で統一的に整備します。

A 有期雇用労働者に対し、本人の待遇内容及び待遇決定に際しての考慮事項に関する説明義務を創設。

B パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者について、事業主に関する説明義務を創設。

C 説明を求めた場合の不利益取扱い禁止を創設。

※改正によって、非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」についても説明を受けられる

3 行政による事業主への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規程の整備

行政による助言・指導や行政ADRの規定をパート・有期・派遣で統一的に整備します。

※行政ADR：事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

○有期雇用労働者・派遣労働者について、行政による裁判外紛争解決手続(行政ADR)根拠規定を整備。

※改正によって、「近郊待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります(無料)。

〈施工期日〉2020年4月1日

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日

働き方改革についてのお問い合わせ

白河労働基準監督署

☎0248-24-1391

より詳しく知りたい方は当所環境整備委員会主催のセミナーにご参加ください!!

働き方改革を知るためのセミナー(仮) 2部構成

参加無料!

日時：平成30年10月24日(水) 午後7時～
場所：白河商工会議所会議室 定員：30名
※参加申込については、後日DM、HP、Facebookにてご連絡いたします。

- ①労働時間法制の見直しについて
講師：福島労働局労働時間相談・支援班 宍戸 敦氏
- ②働き方改革の実践的取り組みについて
講師：派遣型専門家社会保険労務士 山田 正男氏
- ③個別相談

問い合わせ：白河商工会議所 企画総務課 大越 ☎0248-23-3101

れきしら 解説講座

松平定信と南湖公園

「れきしら」をテキストに

白河歴史の手引き「れきしら」入門編・上級編をテキストに、松平定信と南湖公園について市・学芸員が解説します。白河の歴史、学んでみませんか?

※しらかわ検定の勉強会ではなく、歴史の解説講座です。

◎日 時：平成30年11月17日(土)

午前10時～11時30分

◎場 所：白河市役所5階(正庁)

◎参加費：無料

◎定 員：100人(先着順)

※事前申込が必要です。

◎持ち物：「れきしら」入門編・上級編・筆記用具

※「れきしら」入門編・上級編は次の取扱い窓口で販売しています

◆「れきしら」取扱窓口

- ・白河観光物産協会・二ノ丸茶屋
- ・翠葉苑・白河関の森公園・白河市役所売店・昭和堂書店・えきかふえSHIRAKAWA・福島県文化財センター白河館(まほろん)・金子書店・関屋書店・東京第一ホテル新白河

【お申込み・お問い合わせ】

白河市役所まちづくり推進課

☎0248-22-1111

(内線2746)

まるごと白河2018

10月28日開催!

時間 午前10時～午後3時

皆様お誘い合わせの上、ぜひご来場ください!

〔白河駅前イベント広場〕

「世界一」山田シェフのイベント限定料理の提供(限定300食)

〔白河市立図書館多目的ホール〕

白河の伝統文化や地元企業の先端技術などに触れることができる、産業体験の実施。

〔白河市立図書館駐車場〕

・しらかわモーターショー2018
・がんばるぞ!しらかわ食と職の市
(白河商工会議所青年部主催)



昨年のイベントの様子

補助金公募情報

IT導入補助金3次公募

- 募集期間** 平成30年9月12日(水)～11月19日(月)
- 内容** 本事業は、中小企業・小規模事業者等における生産性の向上に資するソフトウェア、サービス等を導入する事業を実施する者に対する事業費等に関する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上の実現を図ることを目的とする。
- 補助対象者** 国内で事業を行う中小企業、小規模事業者、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等
- 補助対象事業** 以下の要件を満たす事業
1. 日本国内で実施される事業であること。
 2. IT導入支援事業者が登録するITツールを導入する事業であること。
- ※ただし、交付決定前に契約、導入等を行い、それに伴い発生した経費は補助対象とはなりません。
- 補助率、補助上限・下限額** 補助率：対象経費の1/2以内
上限額：50万円、下限額：15万円

お問い合わせ (一社) サービスデザイン推進協議会サービス等生産性向上IT導入支援事業
コールセンター ☎0570-000-429 <https://www.it-hojo.jp>



ふくしま地方拠点強化促進税制

- 内容**
- 本社機能¹の移転又は拡充を行う事業者は、福島県に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けることにより税制等の優遇措置を受けることができます。
- 本社機能の移転・拡充を実施する際、**事業着手前**にご相談ください。
- *1 本社機能…①事務所：複数の事業所に対する業務または全社的な業務を行うものを指す次の部門が対象
[調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門]
②研究所、③研修所：事業者による研究開発、人材育成においてそれぞれ重要な役割を担うものに限る。
- 認定要件**
- ・福島県地域再生計画に適合すること
 - ・本社機能(特定業務施設)において従業員が5人(中小企業は2人)以上増加すること。
 - ・平成34年3月31日までの事業期間とし、平成32年3月31日までに県の認定を受けること。
- 特例措置内容**
- 1、拡充型(福島県内の企業もしくは他地域(東京23区を除く)からの移転の場合)**
- ①オフィス減税 [取得価額が2,000万円以上(中小企業者は1,000万円以上)]
特定業務施設の取得価額に対し、特別償却15%または税額控除4%
 - ②雇用促進税制
(1)無期雇用かつフルタイムの要件を満たす新規雇用者数に応じ1人あたり60万円
(法人全体の雇用者増加率が8%未満の場合：30万円)
(2)新規雇用者数から①の数を控除した人数(新規雇用者数の4割が上限)に応じ1人あたり50万円(同：20万円)
(3)特定業務施設における雇用者増加数から新規雇用者数を控除した人数に応じ1人あたり50万円
 - ③地方税の課税免除又は不均一課税
- 2、移転型(東京23区から移転の場合)**
- ①オフィス減税 [取得価額が2,000万円以上(中小企業者は1,000万円以上)]
特定業務施設の取得価額に対し、特別償却25%または税額控除7%
 - ②雇用促進税制
(1)当該特定業務施設の当期増加雇用者1人当たり最大60万円を税額控除
(初年度)(ただし、法人全体の増加雇用者数を上限)
(2)①に加え、東京23区からの移転者を含む当該地方事務所の当期増加雇用者1人当たり30万円の税額控除を追加
(最大3年間継続。ただし、当該特定業務施設の雇用者数または法人税の雇用者数が減少した後は不適用)
 - ③地方税の課税免除又は不均一課税

お問い合わせ 福島県 商工労働部 企業立地課 ☎024-521-7882 ☎024-521-7935



白河税務署からのお知らせ

消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します

2019年から10月1日から、消費税の引上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、同制度に関する説明会を実施いたします。

同説明会は、平成30年の年末調整説明会に引き続き行います。
なお、会場の席数及び駐車台数には限りがあることをご承知お祈りいたします。

○年末調整説明会会場・日程及び開始時刻について

白河市人材育成センター講堂

- ・平成30年11月15日(休)
- 午前の部 (10:30～) ・午後の部 (13:30～)
- ・平成30年11月16日(金)午前の部 (10:30～)

棚倉町図書館

- ・平成30年11月19日(月)
- 午前の部 (10:30～) ・午後の部 (13:30～)

○説明内容

1. 消費税軽減税率制度の概要について
2. 制度実施に伴い、日々の業務(売買取引や経理処理)において対応が必要となる事項や帳簿、請求書等の記載方法、消費税の申告の仕方について
3. 軽減税率が適用される飲食料品の取り扱いが無い事業者や免税事業者でも対応が必要となる事項について
4. 中小企業・小規模事業者等を対象とする軽減税率制度補助金について

問 白河税務署 ☎0248-22-7111
(自動音声でご案内します)

会員限定セミナーのご案内

軽減税率の基礎知識

～軽減税率導入に伴う実務ポイント～

2019年の10月に消費税率が10%に引き上げられ、軽減税率が導入される予定です。中小企業にとって次回の増税の影響は、非常に大きいものが出てくると予想されます。特に軽減税率の制度については正しい知識・具体的な対策を準備していかなければなりません。本セミナーでは、経営者が今すべきことをしっかりと解説いたします。

講演内容

- 1) 軽減税率制度の概要
- 2) 軽減税率の基礎知識
 - ・軽減税率の対象となる飲食料品とは？
 - ・外食サービスの定義とは？
- 3) インボイス制度の導入について
 - ・インボイス(適格請求書)とは？
 - ・導入されるまでの経過措置
 - ・免税事業者への影響は？
- 4) 軽減税率ほか実務上の留意点
 - ・今から準備したい具体的な対応策・経営上のポイント

講師



木村税務会計事務所 所長
木村 聡子 氏

■開催日時：平成30年10月24日(水) 14:00～16:00
 ■会場：白河商工会議所 (白河市道場小路96-5)
 ■参加費：無料 ■定員：30名
 ■主催：白河商工会議所 ☎0248-23-3101

商工会議所 LOBO調査 2018年9月調査結果

LOBO調査は、地域や中小企業が「肌で感じる足元の景況感」を全国約3,900社に毎月調査しているものです。当所では20社の会員事業所にご協力いただいております。

白河商工会議所管内の業種別業況

建設業	製造業	卸売業	小売業	サービス業

全産業の合計DIは、前月比-0.3ポイントと悪化。業種別にみると、サービス業で前月比-0.7ポイントと大きく悪化。建設業・小売業でも前月比-0.3ポイント、卸売業で前月比-0.4ポイントと全体的に悪化傾向にある。規模別にみると、小規模それ以外どちらも△0.3と前月に比べ悪化している。

景況天気図

とくに好調 DI ≥ 1	好調 0.3 ≤ DI < 1	まあまあ △0.3 ≤ DI < 0.3	不振 △1 < DI < △0.3	きわめて不振 △1 ≤ DI

DI = (好転と回答した割合) - (悪化と回答した割合)



日本商工会議所 LOBO 調査 HP
<https://cci-lobo.jccior.jp/>



白河商工会議所 HP
<http://www.shirakawa-cci.or.jp/>

マル経融資のご案内

安心の

無担保 無保証 低金利

融資対象

常時使用する従業員が

- 商業・サービス業 5人以下
- 製造業・建設業・その他 20人以下

融資利率

[一般枠] 年1・11%
 [震災対応特枠] 年0・21%

問 中小企業相談所
☎23-3101

●平成30年度 白河商工会議所各種検定試験施行日●

検定試験名・級等	施行日	申込受付期間	受験料(税込)
簿記 第150回	平成30年 11月18日(日)	9月10日(月)～ 10月17日(水)	1級:7,710円 2級:4,630円 3級:2,800円
販売士 第83回	平成31年 2月20日(水)	12月17日(月)～ 1月23日(水)	3級:4,120円
珠算 第215回	平成31年 2月10日(日)	12月3日(月)～ 1月10日(水)	1級:2,300円 2級:1,700円 3級:1,500円

◎申込方法:所定の申込用紙に必要な事項を記入の上、受験料を添えてお申込下さい。

●専門相談のご案内 要予約●

内容	相談機関	日時
無料法律相談	吉川幸雄弁護士	10月9日(火) 午後1時～3時
金融相談	日本政策金融公庫 郡山支店国民生活事業	10月10日(水) 10時30分～12時00分

事業所紹介

白showひろば

株式会社楽市白河

代表取締役 鈴木雅文氏

TEL 0248-27-1448
FAX 0248-21-7087

自己紹介させていただきます

当社は、「中心市街地活性化を目的として、持続可能な事業を展開する」という企業理念にご賛同いただいた多くの皆様からのご出資により平成12年7月に設立され、これまでに、「まちづくり月間まちづくり功労者国土交通大臣表彰（平成26年）」、「経済産業省頑張る商店街30選（平成27年）」及び「総務省地方自治功労者表彰（平成29年）」を受賞するなど、その実績と地域に根ざした活動が全国から注目されています。

ともに白河を創りましょう！

当社の主な事業としては、JR白河駅の駅舎を活用した「えきかふえ SHIRAKAWA（平成21年オープン）」、テナントミックス事業である「中町小路楽蔵（平成23年オープン）」、街なかの居住人口増加を目的とした「レジデンス楽市Ⅰ（平成25年オープン）」など、地域の皆様、白河市及び白河商工会議所など関係機関と連携し、中心市街地の活性化による地域社会の発展に向けて各種事業に取り組んでおります。

現在、白河商工会議所跡地に当社としては、2棟目となる「レジデンス楽市Ⅱ」の建設に着手しており、来年1月の竣工に向けて着々と工事が進んでおります。

これからも私たち楽市白河は、自分たちのまちは自分たちで創るという気概を持って地域の皆様とともに、事業に取り組んでまいります。



えきかふえ SHIRAKAWA



中町小路楽蔵



レジデンス楽市Ⅰ

会員ホットニュースの「白SHOWひろば」では、掲載事業所を随時募集中です。

企画総務課
☎23-3101



マイタウン白河 飲食系チャレンジショップテナント募集！

マイタウン白河の飲食系チャレンジショップに入居するテナントを募集しています。白河で自分の店を持ちたいという皆さん、このチャレンジショップを利用して自分の夢を実現してみませんか。

- 住所 マイタウン白河(本町2)
- 家賃 月額 25,200円
- 面積 61.58㎡
- 入居時期 平成30年11月以降
- 入居期間 最長3年(1年更新)

- 募集期間 平成30年9月1日(土)~10月28日(日)
※詳細については、マイタウン白河のホームページをご参照ください。
- 問い合わせ先
マイタウン白河 電話0248-27-1448
(HP: mytown-shirakawa.jp)



ライオンズクラブ国際理事に就任



常議員 安澤 莊一氏

大成商事(株)代表取締役

当所常議員で、白河小峰ライオンズクラブ名誉顧問の大成商事(株)代表取締役 安澤莊一氏がラ

イオンズクラブ国際協会の国際理事に選出されました。6月29日から7月3日にかけて行われた米国内ネバダ州ラスベガスで開催された第101回国際大会において決議されたものです。

※ライオンズクラブとは：地域社会を支援する奉仕組織。46,000クラブで140万人以上の会員が所属する世界最大の奉仕クラブ組織。

白河商工会議所職員採用試験のご案内

【募集職種】 一般事務職 1名程度

【採用日】 平成31年4月1日

【応募資格】 次のいずれかに該当する者

①4年生大学又は大学院を平成31年3月に卒業(修了)見込みの者。(学部、学科不問)

②4年生大学又は大学院を卒業した者で、民間企業等における職務経験を直近5年中(平成25年4月1日から平成30年3月31日まで)の期間において、通算3年以上有する40歳未満の者。

【申込方法】 採用試験募集要項、エントリーシートを白河商工会議所企画総務課及びホームページ上で交付します。募集要項をご参照の上、お申し込み下さい。

【申込締切日】 平成30年11月16日(金)

【二次試験】 平成30年12月2日(日) 午前9時頃

【申込・問合せ先】

白河商工会議所 企画総務課 ☎23-3101



表紙題字は、旧会館設立当時(昭和42年)の日本商工会議所会頭足立正氏の揮毫によるものです。この印刷物は環境にやさしい大豆油インクを使用しています。再生紙を使用しています。

ccIHIP

ccITEL

